

法律科目試験問題（刑法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、甲・乙の罪責について論じなさい（住居侵入罪及び特別法違反の点を除く。）。

【事例】

1. Aはギャンブルにのめり込み、友人Bから2ヶ月の約束で50万円の借金をしていたが、返済期限の2022年4月29日が来ると、「今日はとりあえず10万円だけで勘弁してくれ。あとの40万円は来月必ず返すから。」と約束し、Bに10万円を渡した。しかし、同年5月中旬ころBが「残りの40万円を返してくれよ。」と催促しても、Aは「ごめん。利子を2万円払うから6月末まで待ってくれ。」と引き延ばし、なかなか借金を返済しなかった。
2. 甲は、同年5月下旬に知人であるBからこの件について話を聞き、自らがBに代わってAとの交渉に当たることで、Bの借入金42万円に自らの取り分を上乗せした金額をAに要求して支払わせ、上乗せ分の利益を得ようと企て、Bに対し、その意図を伏せた上で、「Aから借金42万円を取り立ててやるから、Aとの交渉をおれに任せてくれ。」と言い、Bの了承を得た。
3. 甲は、かつての不良仲間の後輩格であった乙に対して前記の事情を話し、「Aの借入額の残りは実際には42万円だが、これに我々の取り分として10万円を上乗せした52万円をAに請求し、うまく支払わせたらBに手間賃2万円を引いた40万円を渡して、取り分の12万円から5万円をおまえにやる。Aは返済を拒んでいるらしいから、少し痛い目にあわせてでも金を返させよう。わかったな。」と告げて協力を求めた。乙は、定職にもつかず常にイライラしていたので、日頃のうっ憤を晴らす良い機会だと思い、甲の誘いに対して「わかりました。協力します。」と即座に同意した。
4. 2022年6月15日、甲乙両名はA宅に押し掛けてAと面談し、甲が「Bに借りている42万円だが、お前が返さないせいでBは本当に困っている。おれはBと知り合いだが、Bと違って気が短い。2万円の利子だけでは足りないから、詫びのしるしに10万円を別に払ってもらおう。もし払わなければ、ここにいる乙もおれ以上に気が荒いから、2人でお前を痛い目に合わせる。」とAに申し向けた。続けて乙も「甲さんもおれも、喧嘩には慣れている。おとなしく52万円差し出さなければ、骨の2,3本折られることは覚悟しろ。」とAに申し向けた。しかし、Aは、「おれだって金さえあれば返したい気持ちは山々だが、おれを逆さに振ってもせいぜい5万円しか出ないよ。」と返済を拒否する態度を変えようとしなかった。
5. 甲と乙は、Aの態度に激怒し、「ふざけるな。いい加減にしろ。」と怒鳴りつつ、意思を通じて約1時間にわたり、かわるがわるAの顔面、背部等を多数回強く殴打するなどの暴行を加えた。甲と乙は、暴行を開始した時点でAを痛めつけることだけに夢中になっており、借金を返させる目的も忘れていた。甲は気が済むまで殴ると、そろそろ十分だろうと思い、A方を立ち去る際、「おれ帰る。」と言っただけで、現場をそのままにして立ち去った。
6. 乙は、1人になっても興奮が冷めやらず、倒れてぐったりしているAの顔面を何回も足で蹴るなどの暴行を加えた。その後、Aは、甲状軟骨左上角骨折に基づく頸部圧迫等により窒息死したが、その死が甲と乙が共同で加えた暴行によるものか、甲が帰った後の乙単独の暴行によるものかは、証拠上不明であった。